

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG（第1回）議題に対する意見

認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所

主任研究員（理事） 山下紀明

1. 今回の検討枠組みへの留意事項

- 太陽光発電は、短期間で急増したこと、かつ分散型であり各地に多数存在するため一般の方の視野に入ることから世間の耳目を集めている課題であり、不法投棄・放置の懸念に対して何らかの対処が必要であることは認識している。
- 電気事業者としての自己責任のあり方と社会的影響の低減のバランスが問われている。
- 土地利用規制や事業終了後の原状回復制度とのバランスも考慮する必要がある。
 - 「事業終了後の原状回復」については、売電事業後は電気事業法の枠を外れる一方、日本での土地所有（地上権を含む）の強い権利・裁量権とのバランスも必要。
 - 廃掃法の対象となる前の「解体」段階が重要であるため、その実行を担保する仕組みも必要。
 - 非FITの太陽光が今後2～3年で大幅に普及する可能性があるため、その不法投棄・放置の懸念にも対応できる仕組みのあり方の議論は並行して行われるべき。

2. 事務局提案について

- 「外部積立」の考慮事項や不利益
 - 事業者側の考慮事項や不利益
 - ・ 「内部積立」と対比した場合、事業者の機会損失（年利5%程度）を配慮すべき。
 - ・ 税務的な扱いとは別に、金融機関が実態として「費用」と認識した場合、プロジェクトファイナンスでの資金調達に影響が生じ、事業機会の減少の不利益が懸念される。
 - ・ 事業譲渡の場合、「財産」移転の扱いとなるのか。その場合の手続をどうするのか。
 - ・ 事業者は、FIT期間の20年後も大半は長期的な発電事業を継続してゆくと思込まれるが、その場合の「外部積立」の扱いを検討する必要。
 - システムとしての考慮事項
 - ・ 外部積立の手続の中で、積立自体のコストは、現状で「想定される管理組織」であれば、源泉徴収的に積立金を差し引くことができるのでコストは低いかもしれない。
 - ・ しかし、日常的な維持管理（多数の事業者からの口座残高照会への対応、年に最低1回の口座残高証明書発行、事業者が変わった場合の「財産の移転」を伴う名義変更と本人確認などの管理など）や、中長期的の払戻し手続は、銀行並みの口座管理・手続・取引費用が予見されるが、「想定される管理組織」にその対応は可能か。
 - ・ 「想定される管理組織」に蓄積される資金量は膨大になると予想されるが（控えめに見ても数千億円規模）、仮にそれを現金のまま蓄積すれば事業者によつての機会損失（前述）だが、他方、投融資をして元本割れ等を引き起こした場合の責任と補填はどのように対処するのか。

- 「内部積立」について
 - 少なくとも事業者の規模の大小では判断できない点に留意（地域とのトラブルは大小を問わず起きており、不法投棄や放置の懸念は同じ）。
 - 小規模でも堅実な事業者を評価する基準を設定できるか。

以上